

政策目標5 - 4：社会悪物品等の密輸阻止

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

(1) 取締体制等の整備

税関においては、覚せい剤・麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品等の国内流入を水際で阻止することを最重要課題の一つと位置付け、警察・海上保安庁等の関係機関との連携を強化しつつ、積極的な取締りを実施しています。このほか、知的財産侵害物品、有害廃棄物、偽造カード等の輸出入が禁止されている物品や、現在、社会問題となっている盗難車両の不正輸出についても、国際貿易における秩序維持を図るために、関係機関と連携し、水際ににおける取締りを行っています。

特に近年は、コンテナ貨物等商業貨物の利用や犯罪組織の関与による密輸手口が悪質化・巧妙化しており、これらに的確に対応するため、密輸摘発能力の向上に努め、社会悪物品等の一層効果的な取締りを図る必要があります。

また、平成13年9月の米国における同時多発テロ以降、米国など先進各国において、テロの未然防止が喫緊の課題となっています。このため、従来からの社会悪物品等に加え、テロ関連物品等の一層効果的な密輸阻止にも重点的に取り組みます。

(2) 関係機関との連携と情報の収集等

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、内外を問わず関係機関と積極的に連携して取り組んでいくことが不可欠です。また、関係機関に加え民間からも密輸情報を収集するとともに、その情報を有効に活用する必要があります。

(3) 広報啓発活動の積極的展開

税関では、輸入品に係る関税等の適正な賦課・徴収、不正薬物、銃砲等の社会悪物品等の密輸阻止及び税関手続における利用者の利便性向上という使命・役割の下、積極的な広報活動を実施しています。

こうした中、社会悪物品等の密輸阻止のための施策を進めるに当たっては、国民の皆様に税関の使命及び役割について十分ご理解、認知していただくことが重要です。

(注)この「[平成18年度実施計画]」は、平成18年度政策評価実施計画(18年3月策定)の「基本的考え方」を要約したものです。全文は、平成18年度政策評価実施計画のP.105~109参照。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第163回、第165回国会 総理大臣所信表明演説

第164回、第166回国会 総理大臣施政方針演説

第164回国会 財務大臣財政演説

知的財産推進計画2005(平成17年6月10日知的財産戦略本部決定)

知的財産推進計画2006(平成18年6月8日知的財産戦略本部決定)

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-4-1：不正薬物・銃砲等の社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物品、有害廃棄物、ワシントン条約該当物品、盗難車両、偽造カード等の密輸阻止を図る。そのために、密輸事犯の大口化や多様化等の変化に対応した取締体制を整備するとともに、取締機器を拡充し効率的に活用する。

4. 平成18年度の事務運営の報告

重 業績目標 5-4-1：不正薬物・銃砲等の社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物品、有害廃棄物、ワシントン条約該当物品、盗難車両、偽造カード等の密輸阻止を図る。そのため、密輸事犯の大口化や多様化等の変化に対応した取締体制を整備するとともに、取締機器を拡充し効率的に活用する。

[平成18年度実施計画]

税關における水際取締りと関税等の賦課徴収を一層適正に実施していくため、取締機能及び情報分析・管理機能をそれぞれ1つの部に集約する等の税關の部の再編を行い、効率的な取締体制を整備します。

また、社会悪物品等の密輸阻止の強化に向け、機動班の設置、近隣税關官署の相互応援等、職員を効率的に活用するため、取締体制を機動的に編成・整備します。

更に、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締り対象を絞り込んで重点的な水際取締りに努めます。このため、外国貨物の本邦到着と同時にスクリーニング（絞込・選別）が可能となる、ITを活用した海上貨物スクリーニングシステムの運用を平成18年3月に開始しました。本システムに係る評価は平成18年度実績評価で行います。

また、事前旅客情報システム（APIS）等の活用やX線検査装置（出力可変式、後方散乱型）の増配備に加え、監視カメラ、麻薬探知犬等の取締機器の拡充・高度化を図るとともに、効率的な活用に努めます。また、東西1,000km 南北400kmの海域を管轄する沖縄地区税關においては、沖縄・先島諸島海域の監視取締りの強化を図るため、平成18年度までに大型監視艇1艇を配備することとします。本大型監視艇の導入による取締りの強化に係る評価は平成19年度実績評価において行います。

こうした密輸阻止に向けた取組に対応する業績指標として、「不正薬物の水際押収量の割合」を設定し、関係機関と連携して我が国への不正薬物の流入を水際にいてどれだけ阻止できているかを測定します。また、密輸事犯の大口化、密輸手口の巧妙化が進む中で、それに対応するための税關の密輸摘発能力の水準を維持・向上していくことが重要です。このため、「卓越した着想・調査手法等による密輸摘発事案の件数」を業績指標に設定し、平成18年度においては、卓越事案の件数の増加を目指します。

[事務運営の報告]

取締体制の整備

平成18年7月1日、税關においては、水際取締りと関税等の賦課徴収を一層適正に実施していくため、取締機能及び情報分析・管理機能をそれぞれ1つの部に集約する等の税關の部の再編を行い、効率的な取締体制を整備しました。

また、税關では関係機関との合同取締り等を積極的に実施するとともに、拠点官署から地方港の小規模官署への応援職員の派遣や要注意船舶や密輸の可能性の高い貨物（ハイリスク貨物）に対する重点的、集中的な取締りや検査を実施しました。特に、平成19年2月1日から、外国貿易船等が開港等に入港しようとする場合に、その入港前に積荷に関する事項を税關に報告することを義務化しました。これにより、商業貨物に係る情報を本船到着前に入手することが可能となり、海上貨物スクリーニングシステムを活用することによって、ハイリスク貨物の選別をより的確に行い、重点的な審査・検査を実施しています。

さらに、後述・口の通り、より詳細な輸入混載貨物等の情報については、平成19年6月1日から必要に応じて報告を求ることとし、適正かつ迅速な通関を図ることとしています。

取締機器の活用

イ 海上貨物スクリーニングシステム

業績指標5-4-「海上貨物スクリーニングシステムによる事務効率化」については、平成18年3月に導入した海上貨物スクリーニングシステムを活用し、取締対象貨物の絞込みを効率化して、水際取締りの強化を図りました。

なお、同システムによる事務効率化については、「平成17年度モデル事業」としての評価を別途541ページにて行っています。

業績指標 5-4-：海上貨物スクリーニングシステムによる事務効率化

	平成18年度	
	目標値	実績値
選定貨物情報指数	平成17年度（指数100）より向上	167
貨物確認指数	平成17年度（指数100）より向上	112
選定所要時間指数	平成17年度（指数100）より短縮	60

(出所) 関税局監視課調

(注1) は本システムを活用して絞り込んだ確認が必要と考えられる貨物情報件数の指数（平成17年度（システム導入前）の指数を100）。

(注2) は税関が即物的に確認を行った貨物件数の指数（平成17年度（システム導入前）の指数を100）。

(注3) は取締対象貨物確定までに要する時間の指数（本システム導入後の時間 / 平成17年度（システム導入前）の時間）。

(参考) 事前選定による検査指数

	平成18年度	19年度目標値
事前選定による検査指数	100	118

(出所) 関税局監視課調

(注1) 平成18年3月に運用を開始した海上貨物スクリーニングシステムを利用して事前選定した貨物の検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指数を測定する。

(注2) 「平成19年度政策評価実施計画」において、新しく「業績指標」に追加した。

□ 大型X線検査装置等

税関においては、X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬、監視艇等の取締機器の拡充・高度化を図り、効果的な活用に努めました。特に、大型X線検査装置については、東京港（青海埠頭、大井埠頭）、横浜港（本牧埠頭、大黒埠頭）、神戸港（ポートアイランド、六甲アイランド）、大阪港、名古屋港、博多港、苦小牧港、新潟港、清水港、北九州港、四日市港、仙台港及び水島港の13港16箇所へ配備し、コンテナ貨物の取締りを効果的・効率的に実施しています。

(参考) 大型X線検査装置による検査指数

	平成18年度	19年度目標値
大型X線検査装置による検査指数	100	105

(出所) 関税局監視課調

(注1) 大型X線検査装置による検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指数を測定す

る。

(注2) 全国13港16箇所に設置されている大型X線検査装置は、平成18年3月までに設置された。

(注3) 「平成19年度政策評価実施計画」において、新しく「業績指標」に追加した。

八 大型監視艇

業績指標5-4-「大型監視艇の導入による取締りの強化」については、沖縄・先島諸島海域の監視取締りの強化を図るために、平成18年度までに大型監視艇1艇を沖縄地区税関に配備したため、本大型監視艇の導入による取締りの強化に係る評価は平成19年度実績評価において行います。

業績指標 5-4- : 大型監視艇の導入による取締りの強化 (単位: %)

	平成17年度	18年度	19年度目標値
到達割合	41	41	100
先島諸島海域における出動回数			100

(出所) 関税局監視課調

(注1) 「大型」とは、全長30m程度、総トン数100t程度のものをいう。

(注2) は、沖縄地区税関管轄海域において大型監視艇出動拠点から3時間以内で主要近隣諸島に到達できる割合。

(注3) は、先島諸島海域における監視艇の出動回数。

二 事前旅客情報システム（A P I S）

税関においては、航空旅客及び乗組員の重点検査の絞込みを確実化するため、航空会社から情報提供を受け、警察庁及び法務省と共同で運用してきた事前旅客情報システム（A P I S）を活用して、国際空港における社会悪物品等の密輸事犯の取締強化及びテロ活動の未然防止に努めています。また、平成19年2月1日からは、外国貿易船等が開港等に入港しようとする場合に、その入港前に旅客及び乗組員に関する事項を税関に報告することを義務化し、事前に検査対象旅客等の絞込みを行い、重点的かつ効率的な検査を実施しています。

このほか、盗難車両の不正輸出や大量破壊兵器関連物資等の迂回輸出等の不正輸出に関する事後調査を実施するなど不正輸出の取締りを強化しています。

平成19年度関税改正

平成19年度関税改正において、取締体制等の整備に資するため次の施策を講じました。

- イ 深刻化する社会悪事犯への対応や北朝鮮対策等に係る厳格な法執行のため、罰則水準の見直しを行いました。
- ロ 輸入混載貨物等の適正かつ迅速な通関を図るため、必要があると認めるときは輸入混載貨物等に係る情報について事前に報告を求めることとしました。
- ハ 大量破壊兵器関連貨物については、仮陸揚貨物であっても外為法の輸出規制の対象とする輸出貿易管理令の改正が行われており、当該改正に基づく実効性を確保するため、仮陸揚貨物のうち、外為法の規制対象となる貨物を輸入せずに外国へ送り出す（積戻す）場合には、税関長

- へ積戻しの申告を行わせることとしました。
- 二 水際における取締り強化に資することを目的として、船陸交通の許可をしないことができる欠格要件について、輸出入に係る法令違反に限定せず、他の法令違反全般へ拡大することとしました。

不正薬物の水際押収量の割合

業績指標5-4- 「不正薬物の水際押収量の割合」を設定し、社会悪物品等の密輸阻止に取り組みました。我が国で乱用されている不正薬物のほとんどは、海外から密輸入されたものであり、また、不正薬物が一旦国内へ持ち込まれると、取締りや押収が極めて困難になります。このため、不正薬物の供給を水際で遮断することが国内の薬物乱用問題を解決するうえで、最も効果的な対策であると言えます。したがって、不正薬物の国内押収量に占める水際押収量の割合を高めることが望まれるところです。平成14～18年実績値については、81.8%となり、前期を0.8ポイント上回り、依然として高水準を維持しています。

業績指標 5-4- : 不正薬物の水際押収量の割合 (単位: %)

	平成10～14年	11～15年	12～16年	13～17年	14～18年	
					目標値	実績値
水際押収量の割合	82.9	81.2	85.0	81.0	向上	81.8

(出所) 関税局調査課調

(注) 当該年を含めた過去5年間における不正薬物(覚せい剤、大麻、麻薬類(ヘロイン、コカイン、あへん))の国内全押収量(厚生労働省統計)中、水際押収量(税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量)の占める割合。

水際摘発能力の維持・向上

業績指標5-4- 「卓越した着想・調査手法等による密輸摘発事案の件数」を設定し、密輸摘発能力の水準の向上が図られているかどうかを測定しました。最近の密輸事犯は、国際的な犯罪組織の関与により、悪質、巧妙化する傾向にあります。このような密輸に対処するためには、税関の密輸摘発能力の水準を維持・向上していくことが重要です。

平成18年度の「卓越した着想・調査手法等による密輸摘発事案の件数」は、前年度(17件)を上回る19件(対前年比112%)となりました。

主な卓越事案としては、中国から横浜港に到着した海上コンテナ貨物(品名: 塩蔵わらび)の輸入検査において、塩蔵わらび入りプラスチックドラム缶内に隠匿していた覚せい剤を摘発した事例、中国から福岡空港に帰国した日本人男性の携帯品検査において、バスタオルに染み込ませて隠匿していた覚せい剤を摘発した事例、関係税関間及び警察との緊密な連携により、中国から姫路港に到着した中国籍船舶の乗組員が、携帯した袋に隠匿して密輸しようとした覚せい剤を摘発した事例や、マレーシアから大阪港に到着した海上コンテナ貨物(品名: 人造大理石)の輸入検査において、コンテナ最奥部に隠匿していたワシントン条約附属書に該当する、過去最高の押収量を記録した象牙及び象牙印材を摘発した事例等が挙げられます。

業績指標 5-4-1：卓越した着想・調査手法等による密輸摘発事案の件数（単位：件）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
					目標値	実績値
密輸摘発事案の件数	21	23	23	17	増加	19

(出所) 関税局調査課調

(注) 税関が摘発した密輸摘発事犯(関税等ほ脱事犯を除く。)について、情報の収集・分析・活用、着眼点、困難性等の観点から評価している。

業績目標 5-4-2：内外関係機関との積極的連携や情報交換を推進するとともに、密輸情報の収集・分析を強化し、適切に活用する。**[平成18年度実施計画]**

船内検査等の合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査、積極的な情報交換を通じて、関係機関との連携を強化します。

特に、密輸情報については、警察・海上保安庁等の国内関係機関や外国税関(日本駐在のアッセイ(専門職員)を含む。)・世界税関機構(WCO)等の外国関係機関との情報交換を積極的に推進するとともに、密輸防止のための民間からの情報提供の促進に努めます。また、不正薬物、銃砲等の密輸や知的財産侵害物品の水際での効果的な取締りを推進するため、諸外国と税関相互支援協定等締結への取組を積極的に進めています。これらを踏まえ、税関における密輸情報を全国一元的に管理し、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、密輸の摘発に努め、平成18年度においては、情報を活用したものの割合の向上を目指します。

当該目標に対応する業績指標として、「密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合」を設定し、様々な手段で収集した情報を有効に活用したか否かを測定します。

[事務運営の報告]

業績指標5-4-1「密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合」を設定し、警察及び海上保安庁等の国内取締機関や外国の税関当局等との情報交換及び関係業界団体や一般市民等からの密輸関連情報の入手に努めるとともに、各種情報の分析等に積極的に取り組みました。その結果、平成18年は14.6%となり、前年(平成17年)の14.7%とほぼ同じ水準となりました。これは、一方で、犯則手口の悪質化・巧妙化を背景に、関係業界からの情報提供が減少しているものの、他方で、断片情報等を分析することにより得られた構築情報及び関係機関との連携により収集した情報に基づき摘発した割合が増加したことが要因として考えられます。なお、国内関係機関との連携や情報交換については、関税局・税関を通じて積極的に行っています。

業績指標 5-4-2：密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合（単位：%）

	平成14年	15年	16年	17年	18年	
					目標値	実績値
情報を活用したものの割合	12.1	10.0	19.6	14.7	向上	14.6

(出所) 関税局調査課調

(注) 国内関係機関、外国関係機関、関係業界又は一般市民等からの事前情報を端緒として摘発した件数の社会悪物品の密輸摘発総件数に占める割合。

なお、平成13年9月の米国における同時多発テロ以降、米国などの先進諸国において、テロの未然防止が喫緊の課題となっていることから、我が国においても、テロ対策の強化に万全を期すため、関係機関との密接な連携の下、通関検査体制の強化、税関関連施設に

おける巡回の強化、爆発物探知機能を付加した麻薬探知犬の配備等を実施し、我が国におけるテロ行為等の防止に努めました。

また、日米税関当局は、平成14年9月、テロ対策等の観点から、相互に税関職員を派遣し、両国税関が協力して大量破壊兵器等隠匿の危険性が高い海上コンテナを特定し、テロを未然に防止するための海上コンテナ安全対策（C S I）を試験的に実施することに合意し、相互主義に基づき、日本では横浜港、東京港、名古屋港及び神戸港、米国ではロサンゼルス・ロングビーチ港に亘りの税関職員を派遣して、海上コンテナ安全対策を継続して実施しています。

業績目標 5-4-3：これらの施策の実効性を確保する観点から、税関見学会、税関展、講演等による積極的な広報啓発活動を展開する。

[平成18年度実施計画]

社会悪物品等の密輸阻止に係る諸施策の実効性を確保する観点から、税関見学会、税関展、講演等による積極的な広報啓発活動を展開します。

税関の密輸取締り活動をより多くの人に知つていただくことにより、密輸防あつ効果及び税関の密輸取締り業務への協力が期待できると考え、どれだけ多くの人に税関の密輸取締り活動が認知されているかを評価します。このため、広報活動に関するアンケートを実施し、「密輸取締り活動に関する認知度」を業績指標に設定し、平成18年度においては、この認知度が平成17年度より向上することを目指して業務運営を行います。

[事務運営の報告]

業績指標5-4-「密輸取締り活動に関する認知度」について、全国の税關においてアンケート調査を実施しました。その結果、平成18年度は68.5%で、平成17年度の66.1%と比べると2.4ポイント増となり目標は達成しましたが、参考・モニタリング指標5-4-²²「密輸抑止への効果」については、平成18年度は、28.6%で、平成17年度の33.7%と比べると5.1ポイント減となりました。

これらの結果については、その広報活動が定型化していることに起因していると思われます。（アンケート調査の結果については、税關ホームページ（<http://www.customs.go.jp/>）に掲載しています。）

業績指標 5-4-：密輸取締り活動に関する認知度 （単位：%）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
					目標値	実績値
評 価	集計実績無	57.6	59.2	66.1	向上	68.5

（出所）関税局総務課調（アンケート調査による）。

（注）数値は、密輸取締り活動に関するアンケート調査において、9つの取締り活動のうち5つ以上知っていると回答した人数の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP567参照。

参考・モニタリング指標 5-4-²²：密輸抑止への効果 （単位：%）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
評 価	集計実績無		32.5	33.7	28.6

（出所）関税局総務課調

（注1）アンケート調査により計測。

(注2) 数値は、密輸防止における広報活動効果に関するアンケート調査において、「十分役立っている」から「全く役立っていない」の7段階評価で上位2段階の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP568参照。

その他、社会悪物品の密輸入防止に関する情報提供、知的財産侵害物品及びワシントン条約該当物品の密輸防止に関する周知・広報等を目的とした街頭キャンペーン、税関展等を開催するとともに、平成16年度に作成した密輸ダイヤル周知CMを、平成18年度においても引き続き街頭ビジョン等で放映するなど、積極的な広報啓発活動を行いました。なお、今回のアンケート調査の結果や昨今のインターネットの普及状況も踏まえ、広報活動の見直しを行う必要があると考えます。

参考・モニタリング指標 5-4-23：広報啓発活動の実施状況（税関見学会実施回数）

(単位：回)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
実施回数	1,170	1,366	1,506	1,266	1,222

(出所) 関税局総務課調

(注) 各税関で行われる見学会の実施回数。

参考・モニタリング指標 5-4-24：広報啓発活動の実施状況（税関展の開催数）

(単位：回)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
税関展の開催数	152	140	149	189	182

(出所) 関税局総務課調

(注) 税関単独あるいは地域のイベントと協力して行われる税関展、税関コーナーの開催回数。

【事務運営プロセスの改善に係る取組】

平成18年7月1日、税関においては、水際取締りと関税等の賦課徴収を一層適正に実施していくため、取締機能及び情報分析・管理機能をそれぞれ1つの部に集約する等の税関の部の再編を行い、効率的な取締体制を整備しました。

また、平成19年2月1日から、外国貿易船等が開港等に入港しようとする場合に、その入港前に積荷及び旅客・乗組員に関する事項を税関に報告することを義務化したことにより、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行うことが可能となりました。

5. 平成17年度政策評価結果の反映状況

(1) 取締体制等の整備

税関では、社会悪物品等の国内流入を水際で阻止するため、関係機関と連携し、積極的な取締りを実施しました。

また、平成18年3月に運用を開始した海上貨物スクリーニングシステムを活用し、ハイリスク貨物の選別をより的確に行い、重点的な審査・検査に努めました。更に、沖縄・先島諸島海域の監視取締りの強化を図るため、平成18年度までに大型監視艇1艇を配備したことから、業績指標を設定してその効果を検証します。

密輸事犯の手口が悪質化・巧妙化する中で、税関における密輸摘発能力の水準の維持・向上に努めました。

なお、税関においては、平成18年7月1日、水際取締りと関税等の賦課徴収を一層適正に実施していくため、取締機能及び情報分析・管理機能をそれぞれ1つの部に集約する等の税関の部の再編を行い、効率的な取締体制を整備しました。

(2) 関係機関との連携と情報の収集等

社会悪物品等の密輸阻止に当たっては、関係機関との連携の強化が重要であり、特に密輸情報については、前述の通り、税関の部の再編を行い、情報分析・管理機能を1つの部に集約するとともに、関係部門の一層の連携により情報の収集・活用に努めました。更に、データベースシステム（通関情報総合判定システム（CIS））の改変に向けた検討や関係機関とのより一層の情報交換等の推進に努めました。

また、WCO（世界税関機構）のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点であるRILLO（地域情報連絡事務所）をはじめ、外国税関当局との連携をより一層深めるとともに、不正薬物等の密輸ルートとなる国・地域へ税関職員を派遣するなど、不正薬物等の密輸に関する情報交換を積極的に推進し、有効な情報収集に努めました。さらに、WCO監視委員会やASEM（アジア欧州連合）税関監視作業部会に加え、WCO地域セミナーやWCO・ICPO（国際刑事警察機構）主催による世界模倣品撲滅会議等にも積極的に参加し、各国と不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸に関する情報交換を行うなど、効果的な水際取締りのための国際協力に努めました。平成18年4月には中国との間で政府間協定としての税関相互支援協定に署名するなど、社会悪物品等の密輸入に関する情報交換の枠組みの整備に努めました。

(3) 広報啓発活動の積極的展開

税関の役割等についての理解度、認知度を向上させるため、知的財産侵害物品や不正薬物、銃砲等の社会悪物品の取締りについて、政府広報（政府広報オンライン・新聞突き出し）による広報を行ったほか、パンフレット・ポスター・ビデオの作成をはじめ、税関ホームページの内容の充実に努めました。

6. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 平成18年における、外国貿易船等の入港数及び入国旅客数は、以下のとおりとなっています。

参考・モニタリング指標 5-4- : 船舶・航空機・旅客数(外国貿易船(機)及び特殊船(機)入港数)
 (単位:隻、機)

	平成14年	15年	16年	17年	18年
外国貿易船	130,082隻	134,879	136,326	135,927	137,935
外国貿易機	135,357機	133,994	150,110	159,615	165,526
特 殊 船	4,167隻	4,322	4,521	4,424	4,035
特 殊 機	4,905機	4,037	6,844	7,413	5,752

(出所) 関税局監視課調

(注) 本邦に入港した外国貿易船(機)及び特殊船(機)の入港隻数。

- ・外国貿易船(機)：外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機。
- ・特殊船(機)：客船、国際チャーター機等外国貿易船(機)以外で本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機。

参考・モニタリング指標 5-4- : 船舶・航空機・旅客数(入国旅客数) (単位:万人)

	平成14年	15年	16年	17年	18年
入国旅客数	2,231	1,915	2,370	2,490	2,571

(出所) 法務省出入国管理統計年報

(注) 平成18年は速報値である。

(2) 平成18年(年度)における密輸摘発実績等は、以下のとおりとなっています。

参考・モニタリング指標 5-4- : 旅具検査における摘発件数 (単位:件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
摘発件数	448	356	391	276	379

(出所) 関税局監視課調

(注) 税関が摘発した社会悪物品等のうち、旅具検査(携帯品、別送品、託送品等の検査)において摘発した件数。

参考・モニタリング指標 5-4- : 社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績(不正薬物)

(単位:件、Kg、千錠)

	平成14年	15年	16年	17年	18年
摘発実績	450件 918kg 233千錠	554 1,104 385	562 1,358 429	340 679 249	378 377 142

(出所) 関税局調査課調

参考・モニタリング指標 5-4- : 社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績(銃砲)

(単位:件、丁)

	平成14年	15年	16年	17年	18年
摘発実績	8件 13丁	9 12	4 5	2 4	4 15

(出所) 関税局調査課調

参考・モニタリング指標 5-4- : 社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績(ワシントン条約該当物品) (単位:件)

	平成14年	15年	16年	17年	18年
輸入差止件数	1,378	1,126	1,484	1,152	1,230

(出所) 関税局業務課調

参考・モニタリング指標 5-4- : 社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績(盗難車両)

(単位:件、台)

	平成14年	15年	16年	17年	18年
摘発実績	319件 540台	362 534	369 658	298 502	224 459

(出所) 関税局業務課調

参考・モニタリング指標 5-4- : 社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績(偽造カード等)

(単位:件、枚)

	平成14年	15年	16年	17年	18年
摘発実績	9件 15,056枚	12 19,100	9 10,589	11 17,437	2 1,503

(出所) 関税局調査課調

(注) 偽造カード等とは、偽造クレジットカード及び偽造クレジットカード作成用のプラスチックカード(いわゆる生カード)をいう。

参考・モニタリング指標 5-4- : 社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績(知的財産侵害物品)

(単位:件)

	平成14年	15年	16年	17年	18年
輸入差止件数	9,028	9,731	12,497	15,467	22,937

(出所) 関税局業務課調

参考・モニタリング指標 5-4- : 知的財産関連輸入差止申立等件数 (単位:件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
申立等件数	103	131	130	260	301

(出所) 関税局業務課調

(注) 各年度内に新たに関税定率法第21条の2に基づき権利者から輸入差止申立てがあった件数と情報提供があった件数、及び各年度内に権利者から輸入差止申立て等の継続期間の延長の申請があった件数。

(3) 平成18年(年度)における関係機関との連携・情報収集等の実績は、以下のとおりなっています。

参考・モニタリング指標 5-4- : 関係機関との連携・情報収集の実績(国内関係機関からの情報入手件数) (単位:件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
情報入手件数	130	158	270	133	148

(出所) 関税局調査課調

(注) 国内の関係機関(警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等)から入手した社会悪物品等の密輸に関する情報の件数。

参考・モニタリング指標 5-4- : 関係機関との連携・情報収集の実績(国内関係機関との共同取締・犯則調査件数) (単位:件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
共同取締・犯則調査件数	3,846	5,410	5,324	5,930	5,769

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注) 国内関係機関(警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等)と共同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

参考・モニタリング指標 5-4- : 関係機関との連携・情報収集の実績(外国関係機関との情報交換件数) (単位:件)

	平成14年	15年	16年	17年	18年
情報交換件数	3,361	3,417	3,046	3,764	4,868

(出所) 関税局調査課調

(注) 外国税関(含む在京アタッシェ)、WCO、RILLO等との情報提供、接受件数。

参考・モニタリング指標 5-4- : 関係機関との連携・情報収集の実績(密輸防止に関する覚書に基づく通報件数) (単位:件)

	平成14年	15年	16年	17年	18年
通報件数	2,900	2,771	3,130	2,439	2,158

(出所) 関税局監視課調

(注) 「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

参考・モニタリング指標 5-4-21 : 関係機関との連携・情報収集の実績(密輸情報ダイヤル提供件数) (単位:件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
情報提供件数	129	110	124	132	185

(出所) 関税局調査課調

(注) 各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルによる民間からの情報提供件数。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標5-4 社会悪物品等の密輸阻止

引き続き推進 見直し 廃止

業績目標 5-4-1 不正薬物・銃砲等の社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物品、有害廃棄物、ワシントン条約該当物品、盗難車両、偽造カード等の密輸阻止を図る。そのために、密輸事犯の大口化や多様化等の変化に対応した取締体制を整備するとともに、取締機器を拡充し効率的に活用する。

	引き続き推進	見直し	廃止
業績目標 5-4-2 内外関係機関との積極的連携や情報交換を推進するとともに、密輸情報の収集・分析を強化し、適切に活用する。			
	引き続き推進	見直し	廃止
業績目標 5-4-3 これらの施策の実効性を確保する観点から、税関見学会、税関展、講演等による積極的な広報啓発活動を開催する。			
	引き続き推進	見直し	廃止

(注) 政策目標 5 - 4 「社会悪物品等の密輸阻止」については、予算との連携を図る観点から見直しを行った結果、平成 19 年度実施計画において、政策目標 5 - 3 「関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上」に統合している。

(2) 企画立案への反映に向けた提言

取締体制等の整備

水際における取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んで重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であり、海上貨物スクリーニングシステムをはじめ、X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬等の取締機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めるとともに、平成18年6月に取りまとめた「検査機器に関する懇話会」における検討結果も踏まえて、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、先端技術を活用した検査機器の導入に努め、平成19年度においても引き続き、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んで重点的な水際取締りを行います。

当該目標に対応する業績指標として、「不正薬物の水際押収量の割合」を設定し、我が国への不正薬物の流入を水際においてどれだけ阻止できているかを測定します。また、「事前選定による検査指数」及び「大型 X 線検査装置による検査指数」を新たに設定し、事前報告情報や大型 X 線検査装置を活用した、対象を絞り込んだ検査の強化が図られているかを測定します。

関係機関との連携と情報の収集等

警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等との連携の一層の強化を図ります。特に、密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合がほぼ前年並みであったことから、国内関係機関、外国税関当局等との情報交換体制の更なる拡大・充実に努めるとともに、W C O や A S E M などの関係する国際的な会議や協力枠組みに積極的に参画し、摘発に結びつく情報の入手に努めます。

広報啓発活動の積極的展開

今回のアンケート調査結果では、「密輸取締り活動に関する認知度」は向上しましたが、「密輸抑止への効果」については28.6%と、昨年度の33.7%から約5ポイントの減少となりました。

平成19年度においては、インターネットの普及状況を踏まえ、税関ホームページを活用した広報を中心に行っていくこととし、その掲載については、密輸抑止に効果の高い広報を行うべく、工夫していきます。また、税関見学会、税関展、講演等においては、その目的及び対象を明確にした上で、広報用ビデオ等を積極的に活用した広報に努めます。

(3) 平成20年度予算要求等への反映

安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の一層効果的な水際取締りを図るために必要な経費の確保に努めます。